

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	アメリカにおける大学進学層拡大と職業教育の改革
他言語論題 Title in other language	College for All and the Evolution of Career and Technical Education (CTE) in the United States
著者 / 所属 Author(s)	ローラー ミカ (Lawler, Mika) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主幹 文教科学技術調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	826
刊行日 Issue Date	2019-11-20
ページ Pages	59-78
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	アメリカでは、従来の非進学層の大学教育への円滑な移行を意図して、新しい形の職業教育が導入されている。背景、政策推移、先進事例の特徴及び職業教育の今後の在り方に関わる議論を整理する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

アメリカにおける大学進学層拡大と職業教育の改革

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 文教科学技術調査室 ローラー ミカ

目 次

はじめに

I 旧非進学層を取り巻く状況

- 1 初等中等教育の改革と大学進学志向
- 2 補習コースと大学中退問題
- 3 ハイスクールと大学教育のギャップへの対処
- 4 大学教育の意義と学歴の効用

II 職業教育政策の経緯

- 1 ハイスクールにおける職業教育の位置付け
- 2 連邦職業教育法の変遷
- 3 2018年第5次パーキンス職業教育法

III 新しい職業教育

- 1 先進的な職業教育コースの特徴
- 2 カリフォルニア州の「関連付けられた学び (Linked Learning)」
- 3 ニューヨーク州の P-TECH
- 4 コロラド州の見習い訓練制度

IV 職業教育への更なる期待と議論

- 1 スイスモデルへの注目
- 2 職業教育メインストリーム化の議論

おわりに

キーワード：職業教育、キャリア・技術教育、パーキンス職業教育法、P-TECH、見習い訓練制度

要 旨

- ① アメリカでは、職業教育コースの生徒など従来大学に進学しなかった層の若者たちが、高卒で就職するのではなく、2年制・4年制大学を經由して、変化の激しい労働市場において有為な人材となることが期待されている。連邦法の下で、数学、英語等の主要教科の学力向上を目指しハイスクールまでの教育改革が進められ、また、大学側の補習コースの改革などにより大学教育への円滑な移行を図ろうとしているが、進学後の学力不足、大学中退が大きな問題となっている。
- ② こうした中、従来の非進学層の大学への円滑な移行を意図して新しい形の職業教育コースが各州で導入されている。連邦も職業教育に高い関心を示しており、2018年7月には第5次パーキンス職業教育法が成立し、2019年7月1日から施行されている。
- ③ 先進的な職業教育は、アカデミックな主要教科の学力向上を重視した小規模学習集団で行う一連のプログラムであり、主要科目と職業科目の統合的学習、大学との連携・接続、「仕事に基づく学び」と企業との連携、キャリアガイダンス等が特徴となっている。また、学力、職業スキルに加え、問題解決能力、対人関係能力等のエンプロイアビリティ・スキル（雇用され得る能力）にも重きが置かれている。
- ④ アメリカの職業教育は普通教育制度の中で行われ、ハイスクールと企業の関係は希薄であると従来指摘されてきたが、地域企業との連携、産業需要への対応が強調されるようになってきている。スイスの見習い訓練制度への関心が高まっており、ハイスクール段階へ見習い訓練制度の導入を試みる州もあるが、この「アメリカ版」見習い訓練制度は、欧州とは大きく異なるアメリカの企業の伝統と学校制度の枠組みの中で実施されている。
- ⑤ アメリカの職業教育政策には、社会経済的に不利な者のための教育支援として行われてきた歴史がある。カリフォルニア州やニューヨーク州の先進的な取組においても、こうした不利な者の支援が大きな趣旨とされている。これに対し、STEM（科学・技術・工学・数学）分野等、伝統的な職業教育と異なる新しい職業教育の比重が増す中で、職業教育が特定の社会層のための周辺的な教育という社会的評価を脱して、メインストリームの人材養成ルートとして認知されるようになることを期待する声もある。

はじめに

アメリカでは、職業教育コースの生徒など従来大学に進学しなかった層の若者たちが、高卒で就職するのではなく、大学教育（2年制コミュニティ・カレッジ等を含む。）を經由して、変化の激しい労働市場において求められる人材となることが期待されている。連邦法の下で、数学、英語等の主要教科の学力向上を目指しハイスクールまでの教育改革が進められ、大学教育への円滑な移行を図ろうとしているが、進学後の学力不足、大学中退が大きな問題となっている。

こうした中、近年、従来の非進学層の大学教育への円滑な移行を意図して新しい形の職業教育コースが各州で導入されており、連邦政府も職業教育に高い関心を示している。

本稿では、旧非進学層の大学進学背景にある状況を整理し、続いて、2018年の職業教育法改正までの連邦の職業教育政策の推移を概観する。そして、先進的な州で行われている新しい職業教育の取組の特徴と事例を紹介し、最後に、今後の職業教育の在り方に関わる議論を取り上げる。

I 旧非進学層を取り巻く状況

1 初等中等教育の改革と大学進学志向

経済がグローバル化しアメリカの国際競争力への懸念が広まる中で、1983年、レーガン（Ronald Reagan）政権のベル（Terrel H. Bell）教育長官の諮問による報告書「危機に立つ国家」⁽¹⁾は、各州が小学校からハイスクールに至る初等中等教育の改革に取り組み、優れたスタンダード（教育課程の基準）に基づいて子どもを教育することを促した。レーガン大統領自身は本来州の権限である教育への関与に積極的ではなかったが、その後の連邦政権はこの改革の全国展開を強力に推進していった。後述する職業教育の動向とともに、表1に歴代政権下での主な立法等をまとめた。特に、教育を優先課題に掲げたブッシュ（George W. Bush）政権下で2002年1月に成立した初等中等教育法改正法（No Child Left Behind Act of 2001, P.L.107-110, January 8, 2002. 以下「NCLB」という。）の影響は大きく、州統一学力テスト（英語、数学）の成績等で測る教育成果についての厳格なアカウントビリティ（説明責任）、目標を達成できなかった場合の改善措置の履行が州には課された。2015年12月に法改正（Every Student Succeeds Act, P.L.114-95, December 10, 2015. 以下「ESSA」という。）が行われ、現在はより各州の裁量に委ねた形で進められている⁽²⁾。

アメリカ全土で30年余り進められてきたこの教育改革は、貧困層、人種的少数者、障害のある子ども、英語を母国語としない子ども等、社会的に不利な状況にある（disadvantaged）子どもを含む、全ての子どもを対象としたアカデミックな主要教科の学力向上を掲げている⁽³⁾。そして、ハイスクールの役割は、全ての子どもを大学教育へ向けて準備すること—これは一つには

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年9月11日である。

(1) David P. Gardner et al., *A Nation at Risk: The Imperative for Educational Reform. An Open Letter to the American People. A Report to the Nation and the Secretary of Education*, April 1983. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED226006.pdf>>

(2) ローラーミカ「アメリカ初等中等教育法の改正—教育における連邦の役割—」『レファレンス』790号, 2016.11, pp.56-65. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10218783_po_079003.pdf?contentNo=1>

(3) 同上, pp.58, 66.

大学入学後に後述する補習（remedial）コース受講が不要なレベルに到達させることを指すとされるようになった⁽⁴⁾。

表1 初等中等教育と職業教育の主な立法・政策動向

初等中等教育	職業教育	政権
	1917年 スミス・ヒューズ法	ウィルソン (1913-1921)
1965年 初等中等教育法	1963年 職業教育法 1968年 改正職業教育法	ジョンソン (1963-1969)
1983年 「危機に立つ国家」報告書	1984年 パーキンス職業教育法	レーガン (1981-1989)
1989年 全米教育サミット	1990年 第2次パーキンス職業教育法	ブッシュ (1989-1993)
1994年 2000年の目標：アメリカ教育法 1994年 改正初等中等教育法（IASA）	1994年 学校から職業への移行機会法 1998年 第3次パーキンス職業教育法	クリントン (1993-2001)
2002年 改正初等中等教育法（NCLB）	2006年 第4次パーキンス職業教育法	ブッシュ (2001-2009)
2015年 改正初等中等教育法（ESSA）		オバマ (2009-2017)
	2018年 第5次パーキンス職業教育法	トランプ (2017-)

（出典）筆者作成。

だが、こうした政策により実際に学力が向上してきたかについては、疑問符が付く状況と言える。経済協力開発機構（OECD）が行っている「生徒の学習到達度調査（Programme for International Student Assessment: PISA）」によると、アメリカの成績は総じて改善していない⁽⁵⁾。ただし、同じ調査において、社会的に不利な状況にあるにもかかわらず好成績を取める子どもの割合は増加しており、教育の公平性（equity）の改善については一定の成果が上がっていることが見て取れる⁽⁶⁾。

一方、大学進学志向は広まっており、成績下位層も含む、ハイスクール卒業者⁽⁷⁾のおよそ9

(4) college-ready（大学への準備）、college- and career-ready（大学及びキャリアへの準備）のためのスタンダードに基づく教育が推進されている。United States Department of Education, *A Blueprint for Reform: The Reauthorization of the Elementary and Secondary Education Act*, March 2010, pp.7-11. <<https://www2.ed.gov/policy/elsec/leg/blueprint/blueprint.pdf>>; Madeleine Webster and Daniel Thatcher, *Common Core State Standards: Answers to Legislators' Frequently Asked Questions*, National Conference of State Legislatures, 2014, p.6. <http://www.ncsl.org/documents/educ/CommonCore_faq_final04.pdf>

(5) PISAは数学的リテラシー、科学的リテラシー、読解力の3分野についての国際学力テストで、3年に一度、各国の15歳を対象に抽出方式で実施されている。結果が公表された最新の2015年PISAについて、35のOECD諸国中でのアメリカの順位は、科学的リテラシーで19位、読解力で20位、数学的リテラシーで31位であった。科学的リテラシー、読解力の得点はOECD諸国の平均的水準であり、過去のアメリカの得点状況と同様であったが、数学的リテラシーは、平均以下の水準であった3年前より更に低下した。OECD, *Country Note: Key findings from PISA 2015 for the United States*, p.18. <<https://www.oecd.org/pisa/PISA-2015-United-States.pdf>>

(6) 2015年PISAにおいて各国からの全参加者中の成績上位4分の1に入った不利な状況にあるアメリカの子どもの割合は、2006年PISAと比較して12%増加し、32%となった。2006年から2015年の間における教育の公平性の改善について、アメリカはPISA参加国中で最も大きかったと評価されている。ibid., pp.30-32.

(7) ハイスクール卒業率（所定の4年間で卒業する率）は85%である（2016-2017学年度）。“Table 219.46. Public high school 4-year adjusted cohort graduation rate (ACGR), by selected student characteristics and state: 2010-11 through 2016-17,” *Digest of Education Statistics*. National Center for Education Statistics Website <https://nces.ed.gov/programs/digest/d18/tables/dt18_219.46.asp>

割が卒業後すぐ又は20代半ばまでに大学に進学していると推計されている⁽⁸⁾。進学先は、4年制大学が6割、2年制のコミュニティ・カレッジ等が4割である⁽⁹⁾。なお、コミュニティ・カレッジは多様な役割を担っており、2年制の準学士課程(4年制大学への編入を目指す場合もある。)以外にも、成人向けのリカレント教育、職業能力開発プログラム、生涯学習プログラム等が実施されており、各種認定資格が取得できるプログラムも提供されている⁽¹⁰⁾。

2 補習コースと大学中退問題

大学進学志向が広まる中、大学入学者の中に学部教育を受けるレベルの学力を有していない者が少なくないことが問題化している。コミュニティ・カレッジはオープンアドミッション(全入制)であるが、入学に際し、英語、数学のプレースメントテスト(クラス分けテスト)が行われている。コミュニティ・カレッジの入学者の約3分の2、また、4年制のうち選抜の厳しくない大学の入学者の3分の1以上が大学での英語又は数学の授業レベルに達していないと言われている⁽¹¹⁾。新たな動向については後述するが、従来、こうした学生は、正規の学位取得課程に直ちに入ることはできず、取得単位に算定されない補習コースを、費用を払って受講しなければならない。とりわけ数学については、補習コースの終了に至らない者も少なくないとされる⁽¹²⁾。

この状況において、大学に進学したものの中退してしまう者は多い。4年制大学進学者中、4年制大学修了(学士号取得)以上のものは7割弱(66.6%)と推計されているが、これはハイスクールで成績が下位であった者では3割強(34.5%)となる。一方、4年制大学への編入を目指す進路でもある2年制大学については、学士取得以上に至る者が20.7%、準学士号取得が15.8%、学位以外の資格取得が17.1%、残り5割近く(46.3%)は在籍したものの学位も資格も取得していない⁽¹³⁾。

3 ハイスクールと大学教育のギャップへの対処

このように顕在化したハイスクールと大学教育のギャップを埋めて、従来の非進学層を大学教育へ円滑に移行させようとする試みが、大学、ハイスクール双方において行われている。

いくつかの州で現在進行しているのが大学の補習コースとプレースメントテストの改革である。カリフォルニア州立大学(California State University System)では、従来、初年度中に補習コースで合格できない者は、卒業単位に数えられる正規授業を受講できないまま除籍等されていたが、2018年、この従来型の補習制度は廃止された。また、2019年秋までに、コミュニティ・カレッジ(California Community Colleges)においても、卒業までの期間が延びるような補習コースは

(8) 2002年のハイスクール2年生を2012年まで追跡調査した連邦教育省の米国教育統計センター(National Center for Education Statistics: NCES)のデータ(Education Longitudinal Study of 2002)に基づく。所定の2004年(まで)にハイスクールを卒業した生徒が8年以内に進学した割合は89.6%である。James E. Rosenbaum et al., *Bridging the Gaps: College Pathways to Career Success*, Russell Sage Foundation, 2017, p.27.

(9) 当初の進学先は、4年制が59.5%、2年制が36.9%(その他3.7%)である。ibid., p.28.

(10) Kevin J. Dougherty et al., "Reforming the American Community College: Promising Changes and Their Challenges," *CCRC Working Paper*, No. 98, November 2017, p.2. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED579007.pdf>>

(11) Shanna Smith Jaggars and Susan Bickerstaff, "Developmental Education: The Evolution of Research and Reform," Michael B. Paulsen, ed., *Higher Education: Handbook of Theory and Research*, vol.33, Springer International Publishing, 2018, p.469.

(12) Katherine Mangan, "The End of the Remedial Course," *Chronicle of Higher Education: The Trends Report*, February 22, 2019, pp.B21-B22.

(13) Education Longitudinal Study of 2002のデータに基づく(前掲注(8)参照)。Rosenbaum et al., *op.cit.*(8), p.28.

不可欠な場合を除き認められなくなる。このように補習コースの廃止等を行った州においては、該当する学生には、大学の正規授業に出席しながら、授業に付随する補講、個人指導、PCを利用した学習等のサポートが提供されている。また、こうしたサポートの要否等の判定に当たっては、ハイスクールの成績を始めとする多様な基準が参照されるようになっている⁽¹⁴⁾。

一方、ハイスクール在学中に大学の単位を取得できるデュアルエンrollment（二重在籍制度）は、成績上位者のための加速学習（accelerated learning）であるイメージが強いが、従来の非進学層を大学教育へ円滑に移行させる目的でも導入されており⁽¹⁵⁾、後述するように新しい職業教育においてもこの制度が活用されている。これについては、身近に大卒者のいない非進学層の生徒に大学教育がいかなるものかを早期に体験させる意義が指摘されている⁽¹⁶⁾。また、フロリダ州のように、ハイスクール在学中にコミュニティ・カレッジのプレースメントテストを実施し、一定成績に達しなかった者に対し補習授業を行う例もある⁽¹⁷⁾。

4 大学教育の意義と学歴の効用

科学技術の発展に伴う社会経済等の変化により、職業生活において必要とされる知識技能や資格レベルは上昇している。また、変化の激しい予測できない将来に対応するためのクリティカルシンキング（批判的思考）や問題解決能力、対人関係能力等のエンプロイアビリティ・スキル（雇用され得る能力）⁽¹⁸⁾又はソフト・スキルと呼ばれる技能への評価も高まっている⁽¹⁹⁾。

こうした今後求められる能力を身に付けるためには、ハイスクールまでの教育では不十分であると考えられるようになってきている。例えば、ジョージタウン大学教育・労働力センター（Georgetown University Center on Education and the Workforce）のカナバーリ（Anthony P. Carnevale）所長等は、経済的に成り立ち得るキャリアのためにハイスクール後の教育が不可欠となってきたとし、アメリカの大学学部教育の特色が専門教育と一般教育をともに学ぶことにあり、このことは主権者教育や人格教育のような観点で重要であるにとどまらず、経済的観点でも、つまり、特定の職業に向けた技能にとどまらない、将来の未知の需要に対応する能力を備えさせる

(14) Rosanna Xia, “Cal State will no longer require placement exams and remedial classes for freshmen,” *Los Angeles Times (Online)*, August 3, 2017; Teresa Watanabe, “Some skeptics swayed by CSU course reforms: More students are succeeding in math after elimination of remedial classes,” *Los Angeles Times*, February 25, 2019, p.B.1; Mangan, *op.cit.*(12), pp.B21-B26.

(15) Jennifer Zinth and Elisabeth Barnett, “Rethinking Dual Enrollment to Reach More Students,” *Promising Practices*, Education Commission of the States, May 2018, pp.2-3. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED582909.pdf>>; “Dual and Concurrent Enrollment Strategies,” December 12, 2018 (Last Reviewed). California Department of Education Website <<https://www.cde.ca.gov/ci/g/hs/duenconstgs.asp>>

(16) Emily Deruy and National Journal, “What Happens When Struggling High-Schoolers Take College Classes,” *Atlantic*, July 14, 2015. <<https://www.theatlantic.com/education/archive/2015/07/college-classes-for-high-school-students/398522/>>

(17) Christine G. Mokher et al., “Ready for what? Confusion around College and Career Readiness,” *Phi Delta Kappan*, vol.100 no.4, December 2018 / January 2019, pp.40-41.

(18) “Employability Skills.” PCRN Website <<https://cte.ed.gov/initiatives/employability-skills-framework>>

(19) アメリカの職業教育との関係では、企業が必要とする技能を有する人材、特に中級技能（middle-skill, technically skilled）人材が不足しているという事実認識のもと、この技能ギャップを埋めるために、必ずしも学士レベルは必要ないが準学士や大学での資格取得が重要であるという視点で論じられることが多い。ただし、中級技能職の長期的な需要については経済専門家の見解が分かれており、需要は減り、高技能職と低技能職に両極化していくという指摘もある。なお、いずれの論者においてもエンプロイアビリティ・スキルの重要性は広く共有されている。National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine, *Building America’s Skilled Technical Workforce*, National Academies Press, 2017, pp.5-8. <<https://www.nap.edu/read/23472/chapter/3#8>>; Rachel Rosen et al., *Career and Technical Education: Current Policy, Prominent Programs, and Evidence*, mdr, September 2018, pp.1-2. <<https://www.mdr.org/sites/default/files/CTE%20Paper-Final.pdf>>

という意味で重要であることに言及している⁽²⁰⁾。

一方、学歴と所得の関係に着目すると⁽²¹⁾、従来、ハイスクール卒業又は未卒者に高い所得が得られる職を提供してきた製造業では、産業構造の変化により雇用が減少していることに加え、被用者に占める学士・準学士等の割合が増加している⁽²²⁾。また、年間所得で4年生大学修了者は75%、2年制大学修了者は20%、ハイスクール卒業者と比べ多く、生涯収入では、4年制大学修了者は100万ドル以上、2年生大学修了者は32万5千ドル程度、多いと推計されている⁽²³⁾。

ただし、学歴の効用に関しては、近年の授業料値上げ等により4年制大学教育に掛かる費用が増大しており⁽²⁴⁾、もはや教育によって得られる便益にコストが見合わないのではないかという議論もある。4年制大学の学位以上を持つ若者の4割程度が学歴に見合わない職に就いているということも指摘される⁽²⁵⁾。これについて、必ずしも4年制大学教育が必要というわけではなく、準学士等の取得が所得に寄与すること、特にSTEM⁽²⁶⁾分野の場合にその傾向が大きいことが言われており⁽²⁷⁾、コミュニティ・カレッジの果たす役割が注目されている⁽²⁸⁾。

II 職業教育政策の経緯

第I章で整理した文脈を背景に、主要教科の学力養成を重視してハイスクールにおける教育改革を補強し、大学、とりわけコミュニティ・カレッジとの連携接続を図る先進的な職業教育コースの導入が、現在全米各地で様々に進められている。

なお、アメリカでは、教育に関する主たる権限は州及び学区（School District. 州の下に公立の初等中等教育制度を担当するために設置された地方政府。多くの学区は、カウンティ（郡）等の一般の地方政府とは別に学校税の課税権限を認められている。）にあり、これは職業教育についても基本的に同様である。ただし、ニュージャージー州のように職業ハイスクールが学区とは異なる地方政

⁽²⁰⁾ Anthony P. Carnevale et al., *Educational Adequacy in the Twenty-First Century*, Century Foundation, May 2018, pp.13-14. <https://1gyhoq479ufd3yna29x7ubjn-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/TCF_EducationalAdequacyReport.pdf>

⁽²¹⁾ 所得の多寡に着目した議論が広く行われているが、仕事を自分でコントロールできる自律性や行き止まりではないキャリアを積めること等他の側面の重要性も指摘されている。Rosenbaum et al., *op.cit.*(8), pp.44-45.

⁽²²⁾ Anthony P. Carnevale et al., *Upskilling and Downsizing in American Manufacturing*, Georgetown University Center on Education and the Workforce, 2019, pp.1-7. <https://1gyhoq479ufd3yna29x7ubjn-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Manufacturing_FR.pdf>

⁽²³⁾ Jaison R. Abel and Richard Deitz, “Do the Benefits of College Still Outweigh the Costs?” *Federal Reserve Bank of New York Current Issues in Economics and Finance*, vol.20 no.3, 2014, pp.2, 4. <https://www.newyorkfed.org/medialibrary/media/research/current_issues/ci20-3.pdf>

⁽²⁴⁾ “Tuition and Fees over Time, Trends in Higher Education.” College Board Website <<https://trends.collegeboard.org/college-pricing/figures-tables/tuition-fees-room-board-over-time>>

⁽²⁵⁾ Jaison R. Abel et al., “Are Recent College Graduates Finding Good Jobs?” *Federal Reserve Bank of New York Current Issues in Economics and Finance*, vol.20 no.1, 2014, pp.3-4. <https://www.newyorkfed.org/medialibrary/media/research/current_issues/ci20-1.pdf>

⁽²⁶⁾ 科学・技術・工学・数学（science, technology, engineering, and mathematics）を指す。

⁽²⁷⁾ STEM分野の準学士保持者の一人当たり年間所得は、人文分野などの学士保持者を上回っている。Anthony P. Carnevale and Ban Cheah, *Five Rules of the College and Career Game*, Georgetown University Center on Education and the Workforce, 2018, p.11. <<https://1gyhoq479ufd3yna29x7ubjn-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Fiverules.pdf>>

⁽²⁸⁾ さらに、成績不振や経済的に不利な状況にある生徒にとってのコミュニティ・カレッジの有効性を説き、4年制大学が最良の進路であるという社会に浸透した考え方がこうした生徒等の進路選択を阻害しているとする指摘もある。Rosenbaum et al., *op.cit.*(8), pp.10-12, 153.

府に属している場合もある⁽²⁹⁾。連邦政府は職業教育法等に基づく補助金⁽³⁰⁾を通じ、時に指導的な役割を果たしながら、州・学区等の取組を促進する役割を果たしている。本章では連邦の職業教育政策の経緯をたどり、次章において州の現在の取組を取り上げることにする。

1 ハイスクールにおける職業教育の位置付け

政策の経緯に入る前にまずアメリカのハイスクールにおける職業教育の位置付けを簡単に説明しておく。アメリカのハイスクールは、第9学年から第12学年までの4年制が多い。義務教育終了年齢⁽³¹⁾は州により異なるが、ハイスクール在学年齢に掛かっており、ハイスクールでは普通教育が重視されている。また、後述するように、スイスのような欧州の幾つかの国とは異なり、ハイスクールでの職業教育への産業界の関与は限られてきた。国際基準で見れば、アメリカの場合、94%の生徒は普通教育コースに属しており、職業教育コースの生徒は6%にすぎないと言われている⁽³²⁾。

一方、アメリカの基準での職業教育コースの生徒—職業教育集中学習者 (Career and Technical Education (CTE) concentrator) と呼ばれる—は全生徒の2割程度であるとされている。これらの生徒であっても履修科目中に占める職業科目の割合は限定的である⁽³³⁾。多くの場合、一般のハイスクール (総合制ハイスクール) に在籍し、様々な選択科目の一部として職業関連科目を履修し

(29) ニュージャージー州では職業ハイスクールは、学区ではなくカウンティの下にある。Andy Smarick, *The Evolving High School CTE: New Jersey's Distinctive Approach to Career Education*, American Enterprise Institute, November 2017, p.3. <<http://www.aei.org/wp-content/uploads/2017/11/The-Evolving-High-School-CTE.pdf>>

(30) 金額的には連邦資金は職業教育費の5%を賄っているにすぎない。残りは、州及び学区等地方政府の資金である。National Association of State Directors of Career Technical Education, *A Look Inside: A Synopsis of CTE Trends, A Four-Part Series Analyzing State CTE Data and Initiatives, Focus: Funding*, February 2013, p.3. <<https://careertech.org/sites/default/files/SynopsisofCTETrends-Funding-2012.pdf>>

(31) 義務教育終了年齢は、連邦統計によると16歳 (15州)、17歳 (10州)、18歳 (24州)、19歳 (1州) である。実際の各州法の記述は様々であり、例えば、連邦統計で19歳とされているテキサス州は、「19歳の誕生日にまだ到達していない者」は学校に通わなければならないと規定した上で、義務が免除される場合として、17歳以上でハイスクール卒業資格 (ディプロマ) を取得した者等を列挙している。“Table 234.10. Age range for compulsory school attendance and special education services, and policies on year-round schools and kindergarten programs, by state: Selected years, 2000 through 2018,” *Digest of Education Statistics*. National Center for Education Statistics Website <https://nces.ed.gov/programs/digest/d18/tables/dt18_234.10.asp?current=yes>; Tex. Educ. Code § 25.085, § 25.086.

(32) 経済協力開発機構 (OECD) 『図表でみる教育—OECD インディケーター2017年版』明石書店, 2017, p.296 (該当データが確認できる最新版) によると、後期中等教育段階 (日本の高等学校段階) における職業教育在学者の割合 (2015年時点) は、イギリス40%、ドイツ47%、スイス65%、日本23%である。このOECDの統計にアメリカのデータはないが、連邦教育省により、Education Longitudinal Study of 2002 (前掲注(8)参照) のデータを用いた推計が行われている。U.S. Department of Education, Office of Planning, Evaluation and Policy Development, Policy and Program Studies Service, *National Assessment of Career and Technical Education: Interim Report*, Washington, D.C., 2013, pp.65-66. <<https://www2.ed.gov/rschstat/eval/sectech/nacte/career-technical-education/interim-report.pdf>>

(33) 2006年改正のパーキンス職業教育法 (本章第2節参照) は職業教育集中学習者を定義していなかったが、2007年3月の連邦教育省のガイドラインにおいて同一分野で3単位以上取得している者とされた。1単位は、毎日1時限年間を通して受講することに相当する。連邦教育省のNCES (前掲注(8)参照) が実施した2009年の成績証明書調査 (High School Transcript Study) では、19%がこの定義による職業教育集中学習者である。ただし、実際の職業教育集中学習者の定義は州ごとに異なってきた。2018年改正のパーキンス職業教育法 (本章第3節参照) は、職業教育集中学習者を新たに定義し、同一プログラムにおいて2コース以上履修した者としている。U.S. Department of Education, Office of Planning, Evaluation and Policy Development, Policy and Program Studies Service, *National Assessment of Career and Technical Education: Final Report to Congress*, Washington, D.C., September 2014, pp.18-19. <<https://www2.ed.gov/rschstat/eval/sectech/nacte/career-technical-education/final-report.pdf>>; U.S. Department of Education, Office of Career, Technical, and Adult Education, *Carl D. Perkins Career and Technical Education Act of 2006: Report to Congress on State Performance, Program Year 2014-15*, Washington, D.C., March 2018, pp.57-76. <https://s3.amazonaws.com/PCRN/uploads/Perkins_RTC_2014-15.pdf>

ている。また、専門のハイスクール（職業ハイスクール）が盛んな一部の州においても、職業ハイスクールの卒業要件が一般のハイスクールと異なるということはなく、一般のハイスクールと同様の科目履修、試験等が課されている⁽³⁴⁾。

なお、職業科目を集中的に選択していない生徒であっても何らかの職業科目を履修したことがあるという生徒は多く、全生徒の8割以上が職業科目を一つ以上選択している⁽³⁵⁾。

2 連邦職業教育法の変遷

職業教育に関する施策は、教育政策であるだけでなく、人材育成による産業競争力強化という側面、また、社会経済的に不利な状況にある子どもに係る差別・格差問題とその是正という側面を持っている。このことは以下で整理する連邦の職業教育法の内容に反映されてきた。

(1) 職業教育法の制定と職業教育のトラッキング問題

国防戦略の一環として労働力の強化が課題となる中⁽³⁶⁾、1917年、最初の連邦職業教育法であるスミス・ヒューズ法（Smith-Hughes Vocational Education Act, P.L.64-347, February 23, 1917）が制定され、各州の職業教育への連邦の資金援助が開始された。この法律は、普通教育と区別して職業教育コースの教員と生徒を規定すること等を通じて、意図せずして、その後の職業教育コースのトラッキング（差別化されたコース分け）問題の端緒となったと言われている⁽³⁷⁾。

1960年代になり公民権運動の高まりを背景に、1963年職業教育法（Vocational Education Act of 1963, P.L.88-210, December 18, 1963）及び1968年改正職業教育法（Vocational Education Amendments of 1968, P.L.90-576, October 16, 1968）が成立した。学業成績や社会経済上困難な状況にある貧困地域の若者の職業教育支援目的で補助金の一部を使用することが新たに規定され、この新しい職業教育法により、連邦補助金は大幅に増加、連邦の役割は拡大した⁽³⁸⁾。1984年には、この職業教育法の改正法としてパーキンス職業教育法（Carl D. Perkins Vocational Education Act, P.L.98-524, October 19, 1984）が成立し、基本補助金（basic grant）の57%を学業成績や経済状況が困難な者、障害のある者等のための活動に使用することが規定された⁽³⁹⁾。

こうした政策が進められる一方、職業教育コースに貧困層、障害のある者、非白人等不利な状況にある子どもが数多く在籍しているという実態について、職業教育コースがこの子どもたちをハイスクールの他の生徒から分断し、彼らの進路を不当に制限するトラッキングとなっているという批判も受けるようになった。中でもとりわけ質の悪い職業教育コースはダンピン

⁽³⁴⁾ Shaun M. Dougherty, “The Effect of Career and Technical Education on Human Capital Accumulation: Causal Evidence from Massachusetts,” *Education Finance and Policy*, vol.13 no.2, Spring 2018, p.122. <https://www.mitpressjournals.org/doi/pdf/10.1162/edfp_a_00224>; Smarick, *op.cit.*(29), p.4.

⁽³⁵⁾ 2009年の成績証明書調査（High School Transcript Study）に基づく。85%が職業科目（occupational CTE）を履修（1単位に満たない場合も含む。）していた。コンピュータ・リテラシー、技術基礎等を含む広義の職業科目（non-occupational CTE）を合わせると、94%が職業科目を履修していた。U.S. Department of Education, Office of Planning, Evaluation and Policy Development, Policy and Program Studies Service, *op.cit.*(33), p.18.

⁽³⁶⁾ Gerald C. Hayward and Charles S. Benson, *Vocational-Technical Education: Major Reforms and Debates 1917-Present*, U.S. Department of Education Office of Vocational and Adult Education, 1993, p.5. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED369959.pdf>>

⁽³⁷⁾ *ibid.*, pp.6-8.

⁽³⁸⁾ *ibid.*, pp.11-12; Boris Granovskiy, “Carl D. Perkins Career and Technical Education Act of 2006: An Overview,” *CRS Report for Congress*, R44542, June 20, 2016, pp.4-5.

⁽³⁹⁾ Granovskiy, *ibid.*, p.5.

グ・グラウンド（ごみ捨て場）と形容されるなど、職業教育の負の側面が問題化していった⁽⁴⁰⁾。

(2) 新しい職業教育形成の始まり—1990年第2次パーキンス職業教育法以降—

スタンダードに基づき主要教科の学力向上を目指す教育改革が連邦の主導で強力に推進されるようになると（第I章参照）、全ての子どもを大学教育へ向けて準備するという潮流の中で、職業科目を履修する生徒数には減少が見られた⁽⁴¹⁾。その一方で、従来とは異なる、新しい職業教育の形成が始まった。

1990年に成立した第2次パーキンス職業教育法（Carl D. Perkins Vocational and Applied Technology Education Act Amendments of 1990, P.L.101-392, September 25, 1990）は大きな転機となった。最も重要なことは、この法律が主要教科の教育と職業教育の統合及びハイスクールと2年制大学の接続という、今日の新しい職業教育につながる方向性に焦点を当てたという点である。そして、その具体化として、ハイスクールの第11学年及び第12学年（3年目及び4年目）と2年制大学を合わせた計4年間の一連の教育プログラムであるテックプレップ（Tech Prep）事業補助金が創設された（現在ではテックプレップ事業補助金は廃止⁽⁴²⁾）。また、法律の目的が特定の社会層ではなく、全ての層の学力及び職業能力を向上させることでアメリカの世界経済における競争力を強化することにあるとされ、1984年法で定められていた不利な状況にある特定層のための活動への補助金配分の大半が廃止された⁽⁴³⁾。ただし、この法律中の様々な規定において、貧困層や障害のある者等の特別な層（special populations）へ適切な教育を提供することが重視されていることは変わっていない⁽⁴⁴⁾。

1998年には、第3次パーキンス職業教育法（Carl D. Perkins Vocational and Applied Technology Education Amendments of 1998, P.L.105-332, October 31, 1998）が成立し、州に課されるアカウントビリティの強化等が図られた。さらに、2006年、第4次パーキンス職業教育法（Carl D. Perkins Career and Technical Education Improvement Act of 2006, P.L.109-270, August 12, 2006）が成立し、vocational（職業（の））の語が法律名と本文から外れ、職業教育はCareer and Technical Educationと称されるようになった⁽⁴⁵⁾。前述（第I章）の初等中等教育に関する連邦法NCLBとの整合性も図られ、NCLBが規定する高いスタンダードに沿った教育を行うことが規定されるとともに、州のアカ

(40) David Boesel et al., *National Assessment of Vocational Education. Final Report to Congress. Volume II. Participation in and Quality of Vocational Education*, Office of Research, Office of Educational Research and Improvement, U.S. Department of Education, July 1994, pp.25-32. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED371192.pdf>>; Robert B. Schwartz, “The Career Pathways Movement: A Promising Strategy for Increasing Opportunity and Mobility,” *Journal of Social Issues*, vol.72 no.4, December 2016, pp.741-742.

(41) 成績証明書調査（High School Transcript Study）に基づくデータによると、何らかの職業科目（occupational CTE）を履修した者の割合は1990年の88%から2009年には85%に、職業教育コースの生徒（集中学習者）の割合は同時期に24%から19%に減少した。また、この間、主に主要科目履修の増加により、卒業までの取得単位数（平均）が23.5から26.9に増加したのに対し、卒業までに取得した職業科目単位数（平均）は2.7から2.5に減少した。U.S. Department of Education, Office of Planning, Evaluation and Policy Development, Policy and Program Studies Service, *op. cit.*(33), pp.19-20. この時期の減少には、パーソナルコンピュータの普及による商業（ビジネス）分野の需要減の影響も指摘されている。Nat Malkus, *The Evolution of Career and Technical Education 1982-2013*, American Enterprise Institute, May 2019, pp.10-11. <<http://www.aei.org/wp-content/uploads/2019/04/RPT-Malkus-Evolution-of-CTE-5-FINAL.pdf>>

(42) 後述する2006年の法改正により、州は、テックプレップ補助金を基本補助金と統合することが可能となった。テックプレップ事業に予算が付いたのは2010年度が最後であり、2018年の法改正でテックプレップ事業の規定は廃止された。Granovskiy, *op. cit.*(38), pp.6, 18.

(43) 補助金配分の廃止については、補助金が分散され、効果的に分配されていないことについて連邦会計検査院（U.S. General Accounting Office）等から指摘を受けていたことが背景にあった。Hayward and Benson, *op. cit.*(36), pp.16-17.

(44) *ibid.*, pp.16-17, 24; Cassandra Dortch, “Carl D. Perkins Career and Technical Education Act of 2006: Background and Performance,” *CRS Report for Congress*, R42863, December 5, 2012, pp.2-3.

ウンタビリティも一層強化された⁽⁴⁶⁾。

なお、1994年には「学校から職業への移行機会法（School-to-Work Opportunities Act of 1994, P.L.103-239, May 4, 1994）」が2001年までの時限法として制定されている。この法律による補助金の下で、次章において最近の動向として言及するような企業と連携した「仕事に基づく学び（work-based learning）」、特にハイスクール段階での見習い訓練制度（youth apprenticeship）が推進されたが、法律が失効すると、補助金によって支えられていた事業の大半は終了してしまった⁽⁴⁷⁾。

3 2018年第5次パーキンス職業教育法

2018年7月31日、第5次パーキンス職業教育法（Strengthening Career and Technical Education for the 21st Century Act, P.L.115-224, July 31, 2018）が成立した（施行は2019年7月1日）。今回連邦議会での最大の争点は、2015年の初等中等教育法改正（前述のESSA）の際と同様、どこまで連邦の権限を抑制し州の裁量を拡大するかであった⁽⁴⁸⁾。職業教育の基本的な方向性については、主要教科の学力向上、ハイスクールと大学教育の連携といった第4次パーキンス職業教育法までの内容が踏襲されている。

表2に今回の改正法の主な特徴をまとめた。

表2 第5次パーキンス職業教育法の特徴

事項	特徴	条文
目的規定	・主要教科の学力向上、ハイスクールと大学教育の連携等に加え、障害や貧困等不利な状況にある者の雇用機会の拡大に新たに言及 ・伸ばすべき能力として、学力、職業スキルに加え、新たにエンプロイアビリティ・スキルに言及	SEC.2[20.U.S.C.2301]
職業教育（定義規定）	・補助金の対象となる職業教育の要件として、初等中等教育法の各州のスタンダードとの整合性を明記 ・需要が拡大している産業分野のための教育、仕事に基づく学び、ハイスクールと大学の連携等に言及（補助金要件ではない。）	SEC.3[20.U.S.C.2302](5)
特別な層（定義規定・補助金配分）	・特別な層（special populations）の範囲を拡大 ・特別な層支援のための補助金配分を新たに規定	SEC.3[20.U.S.C.2302](48), SEC.112[20.U.S.C.2322](a)(2)
補助金配分	・州の予備金枠を従来の10%から15%に拡大。職業教育のイノベーション等のために配分される。	SEC.112[20.U.S.C.2322](c)
アカウントビリティ	・州の裁量が拡大。成果指標ごとの達成目標レベルを各州が独自に設定 ・達成率が9割未満の指標がある場合、州は改善計画を策定・履行。未履行等の際は補助金交付がなされない場合がある。 ・職業教育集中学習者（アカウントビリティ指標の対象）を新たに定義	SEC.113[20.U.S.C.2323], SEC.123[20.U.S.C.2343], SEC.3[20.U.S.C.2302](12)
その他	・職業教育のイノベーションのための競争的補助金を創設 ・テックブレイク補助金を廃止	SEC.114[20.U.S.C.2324](e)

（出典） Carl D. Perkins Career and Technical Education Act of 2006 [Public Law 88-210; December 18, 1963], [As Amended Through P.L.116-6, Enacted February 15, 2019] <[https://legcounsel.house.gov/Comps/Carl%20D.%20Perkins%20Career%20And%20Technical%20Education%20Act%20Of%202006\(not-in-effect\).pdf](https://legcounsel.house.gov/Comps/Carl%20D.%20Perkins%20Career%20And%20Technical%20Education%20Act%20Of%202006(not-in-effect).pdf)>; Boris Granovskiy, “Reauthorization of the Perkins Act in the 115th Congress: The Strengthening Career and Technical Education for the 21st Century Act,” *CRS Report for Congress*, R45446, December 21, 2018; Advance CTE and ACTE, *Legislative Summary & Analysis: Strengthening Career and Technical Education for the 21st Century Act (Perkins V)*, updated on August 22, 2018. <https://cte.careertech.org/sites/default/files/AdvanceCTE_ACTE_P.L.115-224Summary_Updated082218.pdf> 等を基に筆者作成。

(45) 職業教育の歴史と結びついて使用されてきた vocational の語について、時代遅れ・侮蔑的な含意があるという受け止め方があったとされる。Sean Cavanagh, “Conferees Seal Deal on New Voc. Ed. Law,” *Education Week*, vol.25 no.43, July 26, 2006, p.30.

(46) Granovskiy, *op.cit.*(38), pp.5-6.

(47) James R. Stone III and Morgan V. Lewis, *College and Career Ready in the 21st Century: Making High School Matter*, Teachers College Press, 2012, pp.110, 128-132.

(48) Alyson Klein, “Senate Education Committee Set to Consider Career, Technical Education Bill,” *Politics K-12*, June 13, 2018. Education Week’s blogs; Andrew Ujifusa, “Senate Draft of Career and Technical Education Bill Would Let Secretary Withhold Funds,” *Politics K-12*, June 22, 2018. *idem*

補助金の対象となる職業教育の要件として、ESSAの各州のスタンダードとの整合性が規定され、また、要件ではないが、需要が拡大している産業分野のための教育、「仕事に基づく学び」、ハイスクールと大学の連携等が言及されている。職業教育のイノベーションのための競争的補助金も創設された。一方、障害や貧困等不利な状況にある者の雇用機会の拡大が法の目的として追加されるなど、「特別な層」への支援の強化も意図されている。法の目的規定においては、伸ばすべき能力としてエンプロイアビリティ・スキル⁽⁴⁹⁾も新たに言及された。

トランプ (Donald J. Trump) 大統領は、法案の連邦議会通過に際し声明を出し、議会の超党派の努力を称賛した。そして、ホワイトハウス⁽⁵⁰⁾が法案成立のために精力的に関与した⁽⁵¹⁾ことに言及した上で、変化の激しい労働市場へ向けて若者を準備し、競争に勝ち抜くために必要とする人材を雇用者が獲得することを支援する法律の意義を強調した⁽⁵²⁾。

Ⅲ 新しい職業教育

1 先進的な職業教育コースの特徴

連邦の職業教育法を背景に持ちながら、職業教育の改善の取組が各地で進められている。特に近年は、個別の学校や学区の取組を超えた州レベルでの改革の機運が高まっている⁽⁵³⁾。

各地で行われている新しい職業教育の内容、手法は様々である。総合制ハイスクールは一般に規模が大きいが、大規模校内のパスウェイ (コース) やキャリアアカデミー⁽⁵⁴⁾ (学校内学校) として、又は小規模校において実施されていることが多い。一つのハイスクールが幾つかのパスウェイ、キャリアアカデミーに分けられ全ての生徒がいずれかに属するような場合もあれば、ハイスクール内の一部のみで導入される場合もある⁽⁵⁵⁾。アカデミックな主要教科の学力向上を重視した、①比較的小規模な集団における一連のプログラムであること、②主要科目と職業科目との統合的学習を重視すること、③大学との連携・接続、④「仕事に基づく学び」の導入と企業との連携、⑤キャリアガイダンス等のサポートの重視などが多くの取組に共通する特徴

(49) 前掲注(18)及び対応する本文参照。

(50) 2019年度大統領予算案においては、パーキンス職業教育法改正の方向性について、地域で需要が高い分野に沿った質の高い職業教育プログラムの促進、見習い訓練制度の推進、STEM分野等の高需要分野への焦点化、職業教育イノベーションのための競争的補助金などが提案されていた。Appendix: Budget of the United States Government, Fiscal Year 2019, Office of Management and Budget, 2018, p.342. govinfo Website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/BUDGET-2019-APP/pdf/BUDGET-2019-APP.pdf>>

(51) Ujifusa, *op.cit.*(48)

(52) “Statement from the President on the Passage of Legislation to Reauthorize the Carl D. Perkins Career and Technical Education Act,” July 25, 2018. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-president-passage-legislation-reauthorize-carl-d-perkins-career-technical-education-act/>>

(53) 2018年中間選挙での州知事選挙候補者の間で党派を超え幅広い支持が見られた教育政策は、唯一、職業教育の推進であったとされる。また、全米州議会議員連盟 (National Conference of State Legislatures) ウェブサイトの法案検索データベース (Education Legislation Bill Tracking (Database), National Conference of State Legislatures Website <<http://www.ncsl.org/research/education/education-bill-tracking-database.aspx>>) を職業教育 (Career and Technical Education) で検索した結果によると、2018年1年間に42州で253の職業教育に関係する法案が成立している。Frederick M. Hess and Sofia Gallo, “What do would-be governors have to say about education?” February 21, 2018. American Enterprise Institute Website <<http://www.aei.org/publication/what-would-be-governors-say-about-education/>>

(54) ハイスクール内の小規模学習集団。主要教科の教育と職業教育を統合させたカリキュラムを実施している。1969年にフィラデルフィア (ペンシルベニア州) で始まったが、その後、全米に広がった。J.D. Hoye and David Stern, “The Career Academy Story,” *Education Week*, vol.28 no.3, September 10, 2008, pp.24-26.

(55) Rosen et al., *op.cit.*(19), p.7.

である⁽⁵⁶⁾。

「仕事に基づく学び」は、社会人を招いて話を聞く、職場見学といった単発的な集団活動、ジョブシャドウイング（働いている人に付いて回り仕事の様子を観察すること）や社会人へのインタビューのような生徒各人の関心に沿った活動、さらに実践としてのインターンシップ等様々である⁽⁵⁷⁾。近年、欧州、特にスイスの職業教育における見習い訓練制度への関心が高まっており、ハイスクール段階への見習い訓練制度の導入を図る州もある。多くの場合、特定職業の技術を身に付けることは一義的な目的ではなく、生徒に将来のキャリアを考えさせ、学習を動機付けること、エンプロイアビリティ・スキルの向上等が意図されている⁽⁵⁸⁾。また、「仕事に基づく学び」や質の良い職業科目と主要科目の統合的学習により数学等の成績が向上するという調査研究もあり、意味のあるコンテキストの中で学ぶことが従来型の主要教科の授業では成果が出ない生徒の学力向上につながることも期待されている⁽⁵⁹⁾。

アメリカのハイスクールは企業との協力関係が希薄であることが従来指摘されてきた。企業はハイスクールの職業教育に関与してきておらず、また、学校も企業との関係や労働市場に関心が薄く、教育内容は学校の視点で策定されてきた⁽⁶⁰⁾。「仕事に基づく学び」や第3節で取り上げる P-TECH のような教育プログラム策定への企業の関与など、産業界との連携が試みられるようになってきていることは注目される変化である。

次節以下では、特に注目されている州レベルの取組として、カリフォルニア州、ニューヨーク州、コロラド州の事例を取り上げる。いずれの取組も他の州への広がりを見せている。

2 カリフォルニア州の「関連付けられた学び (Linked Learning)」

「関連付けられた学び」は、子どもを大学教育及び将来のキャリアに向けて準備すべく、スタンダードに沿った主要教科の教育を重視するとともに、それを職業教育、「仕事に基づく学び」といった現実の社会における応用と関連付けて行う手法である⁽⁶¹⁾。2006年、ジェームズ・アーバイン財団 (James Irvine Foundation) が、事業運営のために非営利団体 ConnectEd を設立し、資金を提供して取組が開始された。2009年には、学区イニシアチブ事業 (California Linked Learning District Initiative) が始まり、ロサンゼルス、ロングビーチ等カリフォルニア州の9の学区⁽⁶²⁾での

⁽⁵⁶⁾ *ibid.*, pp.5-6.

⁽⁵⁷⁾ Nancy Hoffman and Robert B. Schwartz, *Learning for Careers: The Pathways to Prosperity Network*, Harvard Education Press, 2017, p.81.

⁽⁵⁸⁾ *ibid.* 見習い訓練制度においても、後述するコロラド州のように特定技能だけでなくコミュニケーションやタイムマネジメント等の一般的な職業能力の獲得が強調されている。Catherine Gewertz, “Colorado Goes All In on Apprentices,” *Education Week*, vol.37 no.6, September 27, 2017, pp.13-15.

⁽⁵⁹⁾ Stone and Lewis, *op.cit.*(47), pp.90-104, 108-109.

⁽⁶⁰⁾ Hoffman and Schwartz, *op.cit.*(57), pp.103-106. 以下の書籍では、日本と比較し、アメリカでは生徒の就職活動へのハイスクールの関与が非常に低いこと等が指摘されている。James Rosenbaum, *Beyond College for All: Career Paths for the Forgotten Half*, New York: Russell Sage Foundation, 2001, pp.13-19, 157-164.

⁽⁶¹⁾ “What is Linked Learning?” ConnectEd Website <<https://connectednational.org/watch/orientation/what-is-linked-learning/>>

⁽⁶²⁾ アンティオック統一学区 (Antioch Unified)、ロングビーチ統一学区 (Long Beach Unified)、ロサンゼルス統一学区 (Los Angeles Unified)、モンテベロ統一学区 (Montebello Unified)、オークランド統一学区 (Oakland Unified)、パサデナ統一学区 (Pasadena Unified)、ポータービル統一学区 (Porterville Unified)、サクラメントシティ統一学区 (Sacramento City Unified)、ウェストコントラコスタ統一学区 (West Contra Costa Unified) の9学区。いずれの学区も不利な状況にある子どもの比率が高く、学業成績指標値が州平均を下回っている。M. Warner et al., *Taking Stock of the California Linked Learning District Initiative: Seventh-Year Evaluation Report, November 2016, Revised August 2018 to reflect updated graduation data and analysis*, SRI International Center for Education Policy, 2018, pp.1-2. <https://www.sri.com/sites/default/files/publications/sri_year_7_linked_learning_evaluation_report_revised_2018_0.pdf>

導入が進められた。2014年以降は、カリフォルニア州が出資して設立されたトラスト(California Career Pathways Trust)からの新たな資金により、「関連付けられた学び」の導入学区数が拡大するとともに、当初の9学区では、デュアルエンロールメントの導入などのコミュニティ・カレッジとの連携、また、協力企業の確保等が推進されている⁽⁶³⁾。

「関連付けられた学び」では、キャリアアカデミー⁽⁶⁴⁾、小規模校などを拠点に、様々な産業分野に紐付けられた一連のプログラムが提供されている。表3はロサンゼルス統一学区の事例である。

表3 ロサンゼルス統一学区の「関連付けられた学び」認定プログラム

芸術・メディア分野
<ul style="list-style-type: none"> ・ East LA Performing Arts Academy ・ Los Angeles High School of the Arts ・ Los Angeles School of Global Studies ・ New Media Academy ・ School of History & Dramatic Arts ・ School for the Visual Arts & Humanities
ビジネス分野
<ul style="list-style-type: none"> ・ School of Business and Tourism Academy
エネルギー・環境分野
<ul style="list-style-type: none"> ・ Environmental Science, Engineering & Technology Academy
工業技術分野
<ul style="list-style-type: none"> ・ STEM Academy of Hollywood (Engineering) ・ Sylmar Biotech Health Academy (Engineering)
保健・医療分野
<ul style="list-style-type: none"> ・ STEM Academy of Hollywood (Biotechnology) ・ Sylmar Biotech Health Academy

(注) 表中は一定の基準を満たす認定(certified)プログラムである。ロサンゼルス統一学区では、認定以外のプログラムと合わせ40以上の「関連付けられた学び」が導入されており、表中の分野以外にも農業、教育・保育、観光、ICT、公務の各分野で行われている。

(出典) “LAUSD Linked Learning Pathways by Industry Sector.” Los Angeles Unified School District Website <<https://achieve.lausd.net/Page/8076>> を基に筆者作成。

「関連付けられた学び」は手法(アプローチ)であり、各学区、学校での具体的な実施内容は一様ではない。表4にカリキュラムの一例を示した。主要科目と職業科目、「仕事に基づく学び」の統合的指導はプロジェクト型学習として行われることが多く、ルーブリック(評価規準表)を用いた成績評価が行われている⁽⁶⁵⁾。また、進路・キャリアガイダンス等の支援が重視され、小規模集団の利点をいかして支援の充実が図られている⁽⁶⁶⁾。

理念的には、同一の生徒グループがハイスクール卒業まで一貫して一緒に、その生徒たちのために設置された授業を受講することが想定されるが、実態としては、学年が上がるにつれて、コース外で主要科目の授業を受ける生徒が多くなっている。特に、体系的な学習が必要とされる数学、理科においてこの傾向が強い。また、成績上位の生徒の場合、第11学年、第12学年に

⁽⁶³⁾ *ibid.*, pp.1-2, 9-10, 32-36, 51-52.

⁽⁶⁴⁾ 前掲注54参照。カリフォルニア州は、パートナーシップアカデミー事業(California Partnership Academies)により、キャリアアカデミー設置を支援している。パートナーシップアカデミー所属のアカデミーは、成績不振、経済的に不利な状況等の者を生徒の半数以上受け入れることを要する(California Education Code § 54690)。

⁽⁶⁵⁾ Warner et al., *op.cit.*(62), pp.27-29.

⁽⁶⁶⁾ *ibid.*, pp.37-39.

なると AP (アドバンストプレースメント) コース⁽⁶⁷⁾やオナーズ (honors) と呼ばれる上級クラスを受講している⁽⁶⁸⁾。

「関連付けられた学び」の効果について、ジェームズ・アーバイン財団の委託により、当初からの9学区での実施状況が詳細に調査され、評価が行われている。2016年刊行(2018年改訂)の報告書においては、「関連付けられた学び」が有効であったこと、とりわけハイスクール入学時点で成績下位であった生徒に大きな効果があったことが総括されている。具体的には、当初成績下位であった者について、従来型のカリキュラムで学んだ類似の者と比較して、ハイスクール中退率が低く、多くの単位を取得し、4年制大学進学率が高かったとされている⁽⁶⁹⁾。

表4 「関連付けられた学び」の事例：ニューメディアアカデミー（ハリウッドハイスクール）

	第9学年	第10学年	第11学年	第12学年
主要科目	<ul style="list-style-type: none"> ・4年制州立大学入学要件を満たす科目設定 ・上級コース (AP、オナーズ) を提供 ・科目横断的、プロジェクト型学習 			
職業科目	コンピュータサイエンス入門	(コース選択) 映像制作/デジタルデザイン	映像制作/プログラミング・ゲームデザイン	映像制作/コンピュータサイエンス上級
仕事に基づく学び	社会人講師招へい等	職場訪問等	ジョブシャドウイング等	インターンシップ等
外国語・保健体育	・4年制州立大学入学要件は同一言語 (英語以外) を2年間			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第11学年、第12学年はコミュニティ・カレッジ (Los Angeles City College) との連携によるデュアルエンロールメント (自己開発 (personal development) 又は映画学) ・放課後個別指導、数学/EL (英語学習者) 補習 			

(注) ニューメディアアカデミー (New Media Academy) はハリウッドハイスクール内の学校内学校。「関連付けられた学び」の認定プログラムであり、カリフォルニア州が出資するパートナーシップアカデミー (California Partnership Academies) に属している。パートナーシップアカデミー所属のアカデミーは、成績不振、経済的に不利な状況等の者を生徒の半数以上受け入れることを要する (California Education Code § 54690)。

(出典) “Academic Program, New Media Academy.” Hollywood High School Website <https://www.hollywoodhighschool.net/apps/pages/index.jsp?uREC_ID=64229&type=d&pREC_ID=759642>; “New Media Academy: An LAUSD Magnet Center at Hollywood High School.” *idem* <https://www.hollywoodhighschool.net/apps/pages/index.jsp?uREC_ID=64229&type=d&pREC_ID=759648> 等を基に筆者作成。

3 ニューヨーク州の P-TECH

P-TECH は、ハイスクール1年目(第9学年)からの6年制の学校(又は学校内学校)であり、大学教育の最初の2年間までに対応している。ハイスクールと大学、企業のパートナーシップに基礎を置いていることが特徴である。2011年秋、ニューヨーク市教育局、ニューヨーク・シティ大学 (City University of New York) 及び IBM⁽⁷⁰⁾ のパートナーシップにより、最初の P-TECH が同市ブルックリンに開校した。2015年までに同市内に計7校が設置されている(表5)⁽⁷¹⁾。

(67) 非営利団体カレッジ・ボードが運営する Advanced Placement Program[®] のコース。AP 試験で所定の成績を取めると、多くの大学において、大学入学後の単位として換算され得る。“AP at a Glance.” College Board Website <<https://apcentral.collegeboard.org/about-ap/ap-a-glance>>

(68) Warner et al., *op.cit.*(62), pp.30-31.

(69) *ibid.*, pp.56-58, 67-68.

(70) IBM はその後他州や国外で、P-TECH の展開を進めている。日本においては東京都教育委員会 (都立町田工業高等学校)、学校法人片柳学園 (日本工学院八王子専門学校) と日本 IBM が IT 人材育成へ向けた協定を2019年4月に締結し、日本で最初となる P-TECH モデルに基づくカリキュラムの開発に取り組んでいる。「目指す理念を協議 都の P-TECH 検討委が初会合 年度内に報告書」『教育新聞』2019.9.9, p.1.

(71) うち2校は、後発のニューヨーク州事業による。“An Overview of the NYC P-TECH Grades 9-14 Model,” December 2018. mdr Website <<https://www.mdr.org/publication/overview-nyc-p-tech-grades-9-14-model>>

表5 ニューヨーク市の P-TECH

校名略称 ^(注)	大学パートナー	企業・団体パートナー
P-TECH	ニューヨーク・シティ・カレッジ・オブ・テクノロジー	IBM
Energy Tech	ラガーディア・コミュニティ・カレッジ	コン・エジソン、ナショナル・グリッド
H.E.R.O. High	ホストス・コミュニティ・カレッジ	モンテフィオーレ・メディカルセンター
Inwood Early College	ブロンクス・コミュニティ・カレッジ、ガットマン・コミュニティ・カレッジ	マイクロソフト、ニューヨーク・プレス ビテリアン病院
MECA	ボロウ・オブ・マンハッタン・コミュニティ・カレッジ	アメリカ広告業協会
BTECH	クイーンズボロウ・コミュニティ・カレッジ	SAP
City Poly	ニューヨーク・シティ・カレッジ・オブ・テクノロジー	ニューヨーク州都市交通局

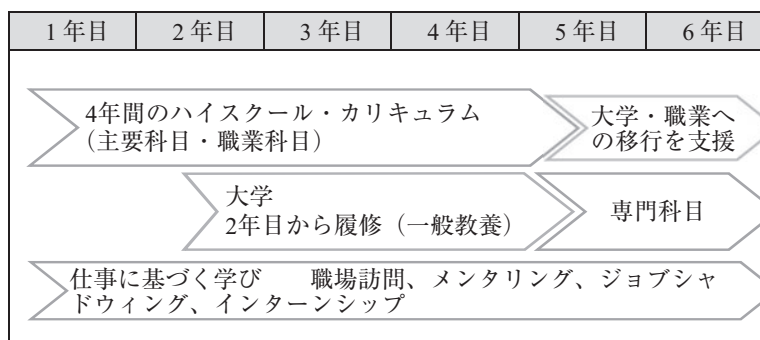
(注) 略さない校名は、表中上から、Pathways in Technology Early College High School、Energy Tech High School、H.E.R.O. High School (Health, Education, and Research Occupations High School)、Inwood Early College for Health and Information Technologies、Manhattan Early College School for Advertising、Business Technology Early College High School、City Polytechnic High School of Engineering, Architecture, and Technology である。大学パートナーはいずれもニューヨーク・シティ大学に属している。

(出典) “An Overview of the NYC P-TECH Grades 9-14 Model,” December 2018. mdr Website <<https://www.mdr.org/publication/overview-nyc-p-tech-grades-9-14-model>>; 各校のウェブサイト等を基に筆者作成。

このニューヨーク市のイニシアチブを受ける形で、ニューヨーク州は、州予算及び連邦パーキンス補助金を用いて、ニューヨーク州 P-TECH 事業 (New York State Pathways in Technology Early College High School (NYS P-TECH) Program) を立ち上げた⁽⁷²⁾。2014 年秋以降、州内各地の学区で P-TECH が設置されている⁽⁷³⁾。

生徒は、ハイスクールと大学の課程を統合した一連のプログラムで学ぶことになるが、この教育プログラム策定には各校の企業パートナーも参画している。ハイスクール段階から、学位につながる大学の正規授業を履修し、ハイスクール卒業資格及び STEM 分野等企業からの需要の高い分野の準学士を取得することができる⁽⁷⁴⁾。「仕事に基づく学び」の機会も重視されている (図参照)。

図 P-TECH のスケジュール



(出典) Energy Tech High School, *Grades 9-14: Course of Study guide*, p.4. <http://energytechschool.org/sites/default/files/course_of_study_guide_1.pdf>; “An Overview of the NYC P-TECH Grades 9-14 Model,” December 2018. mdr Website <<https://www.mdr.org/publication/overview-nyc-p-tech-grades-9-14-model>> 等を基に筆者作成。

(72) John L. D’Agati and Ken Slentz, “A Panel Presentation on the New York State Pathways in Technology Early College High School (NYS P-TECH) Program,” June 16, 2014. New York State Education Department Website <<http://www.regents.nysed.gov/common/regents/files/614p12hed1Revised.pdf>>

(73) 州の事業により 40 近い P-TECH が設置されている。“Governor Cuomo Announces Winners of New York State P-TECH Awards,” May 2, 2018. New York State Website <<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-winners-new-york-state-p-tech-awards>>; *Announcement of Funding Opportunity RFP #GC19-007 2019-2026 NYS Pathways in Technology Early College High School (NYS P-TECH) Program*, p.3. New York State Education Department Website <www.p12.nysed.gov/funding/nysed-rfp-gc19-007-ptech/nysed-rfp-gc19-007-ptech.pdf>

(74) *Announcement of Funding Opportunity RFP #GC19-007 2019-2026 NYS Pathways in Technology Early College High School (NYS P-TECH) Program*, *ibid.*, pp.62-64.

P-TECH が主な対象としているのは成績不振又は経済的に困難を抱えている生徒である⁽⁷⁵⁾。1日の授業時数や年間授業日数は通常のハイスクールより長くなっており、個別指導・支援の充実も図られている。また、カリキュラムの運用においては、生徒ごとに多様な進捗設定が行われている。6年間が原則だが、4年で準学士を取得する者もあり、卒業後は、就職（パートナー企業に就職する者もいる。）以外に、4年制大学へ編入し、異なる専攻分野に進んで学び続ける場合もある⁽⁷⁶⁾。

ニューヨーク市の P-TECH の効果については現在検証が進められており、2022年に報告書がまとまる予定とされている⁽⁷⁷⁾。

4 コロラド州の見習い訓練制度

ヒッケンルーパー（John Hickenlooper）州知事（当時）等がスイスの制度を視察した成果を受けて、コロラド州では、官民パートナーシップの非営利団体 CareerWise Colorado が設立され、2017年秋、見習い訓練制度パイロット事業が開始された。初年度はデンバーを含むいくつかの学区で導入されており、10年後を目途に、州のハイスクール第11学年、第12学年生の1割、2万人規模への拡大が目指されている⁽⁷⁸⁾。

これは、ハイスクール第11学年時に始まるプログラムであり、ハイスクール第11学年時と第12学年時に、ハイスクールとコミュニティ・カレッジにおける単位取得のほかに、週12時間から24時間程度を見習い訓練生として職場で就業し、給与を受け取る。さらにハイスクール卒業後の1年間で引き続き、職場での見習い訓練及びコミュニティ・カレッジでの単位取得や産業認定資格の取得を行う（表6）。先進製造技術、IT、金融業務、ビジネス運営、医療の五つのコースが用意され、生徒はいずれか一つを選択する。プログラム修了後はこのプログラムで取得した大学単位をいかして学習を継続することも可能である⁽⁷⁹⁾。

コロラド州の見習い訓練制度は始まったばかりであるが、他州からも注目を集めている。一方で、アメリカでハイスクール段階の見習い訓練制度を定着させていく可能性については疑義も呈されている（次章）。

表6 コロラド州の見習い訓練制度のスケジュール例

	1年目	2年目	3年目
ハイスクール	第11学年（週3日）	第12学年（週2～3日）	
見習い訓練	週12～16時間	週20～24時間	週32時間以上
大学	職業分野に沿った単位取得、資格取得		

（出典）“How It Works.” CareerWise Colorado Website <<https://www.careerwisecolorado.org/the-program/why-it-works/>>を基に筆者作成。

⁽⁷⁵⁾ *ibid.*, p.62.

⁽⁷⁶⁾ *ibid.*, pp.18, 63; *STEM Pathways to College and Careers Schools: A Development Guide*, IBM, February 2012, p.4. <<http://ptopnetwork.jff.org/sites/default/files/STEM%20Pathways%20to%20College%20and%20Careers%20Schools%20-%20A%20Development%20Guide.pdf>>; Abby Ellin, “Grades 9 through 14?” *New York Times*, November 4, 2018, p.L8.

⁽⁷⁷⁾ “An Overview of the NYC P-TECH Grades 9-14 Model,” *op.cit.*(71)

⁽⁷⁸⁾ “Press release: Gov. John Hickenlooper announces \$9.5 million to launch statewide youth apprenticeship and career readiness programs,” *Dow Jones Institutional News*, September 14, 2016; Gewertz, *op.cit.*(58)

⁽⁷⁹⁾ “Innovation in Higher Education Case Study: Colorado’s CareerWise Apprenticeship Program,” August 2018. National Conference of State Legislatures Website <http://www.ncsl.org/Portals/1/Documents/educ/Case_Study_Colorado_Career_Wise.pdf>

IV 職業教育への更なる期待と議論

1 スイスモデルへの注目

スイスの見習い訓練制度は、デボス (Elisabeth Prince DeVos) 連邦教育長官も視察し、2018年12月にはアメリカ・スイス両国間で職業教育に関する覚書が交わされるなど、連邦政府も強い関心を示している⁽⁸⁰⁾。

スイスでは義務教育を終了した15、16歳の若者の3分の2が、企業と契約を結び、有給の見習い訓練に入る。この見習い訓練は、官民パートナーシップのもと、週に1日から3日は職業学校に通いながら3年から4年間行われる(デュアルシステム、二元制度)。学校では、職業教育、社会的スキルの教育に加え、アカデミックな一般教育も行われる。修了するとスイス全土で有効な連邦見習い訓練ディプロマ(証書)が取得でき、引き続き、大学(伝統的なアカデミックな大学群とは別に、第2の大学群(応用科学大学)が存在しており、高度な職能資格や、学士、修士の学位取得もできる。)等で学び続けることも可能となっている⁽⁸¹⁾。

スイスの人材育成・職業訓練環境は世界的に非常に高い評価を受けているところであるが⁽⁸²⁾、現在のアメリカの見習い訓練制度に関する議論においては、特に以下のような点が長所として言及されている。スイスの制度にはおよそ全産業分野にわたる多様な職種が含まれること、大学進学等により見習い訓練時とは別の職業に就くことも可能であること、見習い訓練を受ける者が多数派であり、その後のキャリアはアカデミックな教育を受けた者と重なる部分があるなど職業教育修了者が社会の主流(メインストリーム)として認知されている⁽⁸³⁾こと等である。さらに、産業界が中心的役割を担い、スタンダードや訓練内容も産業団体の主導で決定・更新されるなど、労働市場のニーズを反映したものである点も評価されている⁽⁸⁴⁾。

しかしながら、こうしたスイスの見習い訓練制度の特徴はアメリカの学校制度や企業の伝統とかけ離れており、また、アメリカにおける強固な大学進学志向もあり、アメリカでの受容可能性については疑問視される⁽⁸⁵⁾。企業の役割の相違はもちろん、学校制度についても、スイス

⁽⁸⁰⁾ Alyson Klein, "To Boost Career-Tech, Business Should 'Visit an Educator,' Betsy DeVos Says," *Politics K-12*, December 3, 2018. Education Week's blogs; "Memorandum of Understanding between the Federal Department of Economic Affairs, Education, and Research of the Swiss Confederation and the Departments of Commerce, Education and Labor of the United States of America concerning Cooperation on Advancing Apprenticeship, Career and Technical Education, and Vocational and Professional Education and Training." Eidgenössisches Department für Auswärtige Angelegenheiten Website <https://www.eda.admin.ch/dam/countries/countries-content/united-states-of-america/en/CH_MoU_signed_EN2.pdf>

⁽⁸¹⁾ Embassy of Switzerland in the United States of America, *Earn While You Learn: Switzerland's Vocational and Professional Education and Training System, a Model for Apprenticeship in the United States*, May 2019, pp.6-9. *ibid.* <<https://www.eda.admin.ch/dam/countries/countries-content/united-states-of-america/en/Switzerland's%20Vocational%20Education%20and%20Training%20System.pdf>>; Nancy Hoffman and Robert Schwartz, *Gold Standard: The Swiss Vocational Education and Training System*, National Center on Education and the Economy, March 2015, pp.5-9. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED570868.pdf>>

⁽⁸²⁾ 和田恭「INSEAD 国際人材競争力インデックスでスイスが連続1位に」『ビジネス短信』2019.2.27. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/02/9942c036c5537479.html>>

⁽⁸³⁾ ただし、現実には、スイスの中流上位層は自分の子どもには伝統的なアカデミックな大学への進学を望んでいるなど、スイスにおいてもアカデミックな教育と職業教育の評価の等価性は存在しないと指摘される。Schwartz, *op.cit.*(40), p.754.

⁽⁸⁴⁾ *ibid.*, pp.751-753; Heather Singmaster, "Why We Need Apprenticeship Programs for High School Students," *Global Learning*, July 9, 2015. Education Week's blogs; Hoffman and Schwartz, *op.cit.*(81), pp.18-19.

⁽⁸⁵⁾ Schwartz, *ibid.*, pp.754-755; Marc Tucker, "An Open Letter to Secretary DeVos: How to Create a World-Class Career and Technical Education System," *Top Performers*, July 12, 2018. Education Week's blogs.

と異なり、アメリカでは義務教育年齢がハイスクール在学時に掛かっており、ハイスクールでは、主要教科を中心とした学習が行われているところである。前述のコロラド州においては、アメリカの従来の制度枠組み内で、授業出席時数ではなく身に付けるべき内容を習得したかどうかで評価するコンピテンシーに基づく教育（competency-based education）が選択肢として導入されており、見習い訓練生が登校せずに職場で働くことも可能となっている。コロラド州の「アメリカ型」見習い訓練制度は初年度 100 余名の参加で開始されたばかりであり、教育水準を保障しながら企業の継続的な参画を得て規模を拡大させていくことができるのか今後の課題である⁽⁸⁶⁾。

2 職業教育メインストリーム化の議論

アメリカの職業教育が、スイスのように過半数の子どもが進む、メインストリームの制度となることを期待する指摘もある。各州で新しい職業教育を唱道・支援している Pathways to Prosperity Network 創設の中心となったシュワルツ（Robert B. Schwartz）ハーバード大学名誉教授は、職業教育コースが、社会的に不利な状況にある子どものトラッキングとなってきた位置付けから脱却し、少なくとも半数近くの子どもの選ばれる進路となること、人材養成の重要なルートとして産業界の認識が改まるべきことの重要性を強調している⁽⁸⁷⁾。

これについては、対象の拡大により、従来職業教育が対象としてきた社会的に不利な状況にある子どもへの支援が疎かになることを危惧する声もある。連邦教育省の統計データを用い、ICT、医療等の「新しい職業教育」コースと工業、農業等の「伝統的な職業教育」コースに焦点を当てて分析した調査研究報告書によると、「新しい職業教育」コースの卒業生の属性（数学の成績、進学状況、親の学歴、学業態度等）には非職業教育コースを含む生徒全体のそれと総じて差異が見られないのに対し、「伝統的な職業教育」コースの卒業生では、数学の成績、4年制大学進学率、親が学士以上である割合等がいずれも低くなっている⁽⁸⁸⁾。1982年には全職業教育コースの卒業生の9%であった「新しい職業教育」コースの卒業生は、2013年には48%を占めるに至った⁽⁸⁹⁾。報告書は、従来主たる対象となってきた社会的に不利な状況にある子どもへの支援こそが職業教育の本旨であり、「新しい職業教育」コースの生徒により職業教育全体があたかも改善しているように誤認され、「伝統的な職業教育」コースの生徒の抱える問題が見えなくなることに懸念を示している⁽⁹⁰⁾。

おわりに

現在のアメリカでは、全ての生徒が大学教育に進むことが期待されるようになっているが、学力不足は深刻な問題であり、大学進学したものの学位も資格も取得できずに中退せざるを得

⁽⁸⁶⁾ “Innovation in Higher Education Case Study: Colorado’s CareerWise Apprenticeship Program,” *op.cit.*(79); Brent Parton, *Youth Apprenticeship in America Today: Connecting High School Students to Apprenticeship* (Education Policy), Center on Education & Skills, New America, December 2017, p.20. <<https://na-production.s3.amazonaws.com/documents/Youth-Apprenticeship-Today.pdf>>

⁽⁸⁷⁾ Schwartz, *op.cit.*(40), p.747.

⁽⁸⁸⁾ Malkus, *op.cit.*(41), pp.20-25.

⁽⁸⁹⁾ *ibid.*, pp.16, 18.

⁽⁹⁰⁾ *ibid.*, pp.26-28.

ない者が少なくない。本稿で紹介したカリフォルニア州やニューヨーク州の先進的な職業教育のプログラムは、アカデミックな主要教科の学力向上を重視し、従来大学に進学しなかった層の大学教育への円滑な移行を図ろうとするものであり、社会経済的に不利な者の支援が大きな趣旨となっている。

そもそもアメリカの職業教育政策には、産業界に求められる人材の育成とそれによる経済競争力強化のためというだけでなく、社会経済的に不利な者への教育支援として行われてきた歴史がある。この特定の社会層への支援は、教育における公平性の実現において重要な意義を持つものではあるが、一方で、メインストリームのアカデミックな教育に対して、職業教育は周辺的な教育であるという社会的評価にも結び付いてきた。

近年、科学技術の急速な発展により、職業生活において必要とされる知識技能が変化しており、学校教育の中で従来周辺的とみなされてきた職業教育の意義と可能性を再評価する動きがある。伝統的な職業教育と異なる、STEM分野等の新しい職業教育の比重が増加しており、職業教育が特定の社会層のためという位置付けから脱して、多くの子どもが進む、人材養成の主要ルートとして産業界から認知されるようになることを待望する声もある。

職業教育に対する期待は高まっており、全米各地で新たな取組が推進されている。マスメディアも、初等中等教育の基本施策や教育バウチャーのような議論を呼んできたテーマを上回る頻度で職業教育について取り上げていると言われる⁽⁹¹⁾。こうした職業教育への関心が一過性ではなく、職業教育に対するアメリカ社会の評価が変化し、より広い層から選ばれる進路となっていくのか。他方、職業教育が従来焦点を当ててきた社会経済的に不利な状況にある者への支援の向上にもつながっていくのかどうか。今後の動向を注視したい。

(ろーらー みか)

(91) Frederick M. Hess and RJ Martin, *Is Career and Technical Education Just Enjoying Its 15 Minutes of Fame?* American Enterprise Institute, February 2019, pp.2-4. <<http://www.aei.org/wp-content/uploads/2019/02/Is-Career-and-Technical-Education-Just-Enjoying-Its-15-Minutes-of-Fame.pdf>>